

令和 8 年度 事業計画書

愛知県生活衛生営業指導センター（以下「県センター」という。）は、愛知県における生活衛生営業の経営の健全化及び振興を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益擁護を図るため行政機関、愛知県生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）、日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）、公益財団法人あいち産業振興機構、商工会議所を始め関係団体との連携を図り、次の各種事業を積極的かつ効果的に実施してまいります。

1 生活衛生営業相談指導事業

（１）生活衛生関係営業経営指導員等設置事業

経営指導員 3 名を配置し、経営指導業務を推進します。

（２）相談室運営事業

生衛業に係る経営、税務、衛生管理等の相談及び日本公庫の融資に係る相談等経営指導員が電話・メール・窓口において相談に対応します。

ア 衛生水準の向上、経営の近代化・合理化推進のための各種相談及び情報提供等を行い、生衛業界の振興・発展を図ります。

イ 利用者・消費者の苦情等について、営業者及び生衛組合と連携して解決を図り、消費者と営業者の信頼関係が深まるよう努めます。

ウ 日本公庫の生活衛生一般貸付に係る「推せん書」の交付事務など、融資・経営相談業務の充実を図ります。

（３）税務相談等事業

ア 専門的かつ高度な相談に的確に対応するため、税理士・中小企業診断士・社会保険労務士の専門家を相談顧問として委嘱し、相談業務の充実を図ります。

特に、物価高騰や賃金引上げ等に対応するため、専門家によるセミナーの開催や伴走型の相談・指導・診断等を行う「生衛業経営支援事業」を引き続き実施します。

イ 生衛業に深く関係する税制の改正、納税事務等の税務に関する知識を深めるため税理士による講習会等を行います。

（４）地区生活衛生営業相談事業

ア 相談室の開設

三河地区の営業者が、気軽に相談できるよう「日本公庫豊橋支店」及び「日本公庫岡崎支店」を設置場所として、原則、毎月 1 回以上事前予約制の相談室を開設します。

この相談室では、経営指導員が融資、経営、苦情対応等の相談に対応し、地域に密着したきめ細やかな相談業務を実施し、また、必要に応じて税理士、中小企業診断士等の専門家が、相談者の店舗等に出向いて対応します。

イ 研修会及び相談会の実施

三河地区（豊橋市内又は岡崎市内）及び新たに尾張地区（一宮市内）において、融資制度、補助金等各種助成金制度、IT 導入などをテーマとした外部講師による研修会及び相談会を地区別に年 1 回開催します。

(5) 生活衛生関係営業経営改善資金融資指導事業（いわゆる「衛経」の活用）

ア 知事から委嘱された生衛組合所属の経営特別相談員が、経営指導の他、生衛業経営改善資金特別貸付の融資申込に対する信用調査及び審査を行っており、この業務に必要な活動費を支弁します。

イ 生衛業を取巻く諸問題（関係法令、振興計画、税務相談等）に対処するため、経営特別相談員が組合員店舗等に巡回指導を実施しており、この指導等に必要な経費を支弁します。

ウ 県センター経営指導員は、「衛経」の活用を促進するために必要な審査代行を行うとともに、組合内勉強会等の講師として積極的に支援します。

2 生活衛生関係営業情報化整備事業

全国センターとの情報ネットワークシステムを活用し、各種の情報収集及びデータ管理を行い、経営相談指導等に活用します。

3 分野調整等指導事業

生活衛生関係営業者が、高齢社会への対応に向けた健康づくりや生活支援等のサービスなどにおいて業種を超えた連携を行い地域の活性化を図ることができるような体制づくりを支援します。

4 生活衛生関係営業振興計画の推進事業

振興計画認定組合が実施する振興事業について、日本公庫融資希望者に対して新たな組合加入促進を含む、振興事業融資制度の積極的な活用を指導します。

5 生活衛生関係営業振興対策事業

生衛組合が経営近代化・合理化、専門技術者養成、消費者サービスの向上等を目的として実施する事業について、「愛知県生活衛生営業指導センター振興対策費補助金」による助成を通して、生衛組合に対して適切な指導等を行います。

6 研修会・講習会等開催事業

(1) 経営特別相談員に対して「衛経」に係る制度の適切な運用を図るため研修会等を開催し、資質向上を図ります。

(2) 適宜、生衛業者に対して、事業運営に係る法令等の改正、経営環境の変化等に対応するための研修会・講習会等を実施します。

7 広報事業

生衛業の動向、経営の近代化・合理化や消費生活に役立つ情報等について、「機関誌」、「ホームページ」及び「パンフレット」等で周知を図ります。

8 生活衛生関係営業調査事業

全国センターからの委託を受けて、生衛業界の景気動向調査等を実施し、生衛業に関する相談指導、行政施策及び日本公庫の業務改善に活用するとともに、調査結果を生衛組合等に還元します。

9 標準営業約款の登録推進事業

登録店対象業種の「理容業」、「美容業」、「クリーニング業」、「めん類飲食店営業」及び「一般飲食店営業」の5業種について、適正な商品やサービスの提供及び損害賠償の実施の確保等、生衛業における消費者擁護施策として重要な意義をもつ標準営業約款制度について、登録店の増加を図るとともに、消費者・利用者に対して周知を図ります。

10 クリーニング師研修及び業務従事者講習事業

多様化する繊維製品の素材及びクリーニング技術の高度化等の中で、クリーニング師等の資質の向上を図るため、全国センターの委託を受けて、愛知県の指定を受け、クリーニング師研修等を実施します。

なお、全国センターは、本年度からクリーニング師研修等のデジタル化を進めることとしており、詳細が決定次第、対応することとします。

また、クリーニング師研修において、本年度も廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者の認定講習会も併せ実施します。

11 衛生水準の確保・向上事業

(一社)全国生活衛生同業組合中央会及び各生活衛生同業組合連合会等が毎年展開している「生活衛生同業組合活動推進月間」に、全国センターとともに共催して参画することにより、生衛組合の広報事業や組合活性化のための取り組みを支援します。

12 受動喫煙防止対策事業

改正健康増進法の施行に伴い、労働者災害補償保険の適用を受けない愛知県内の生衛業の方が受動喫煙防止対策として実施する喫煙専用室の設置などに必要な経費の一部を、全国センターが助成する制度の周知及び助成金申請等の受付、指導等を、全国センターからの委託を受けて行います。

13 その他の事業

(1) 生衛組合との連携

生衛組合事務局代表者等との連絡会議を定期的に行い、各種融資、相談業務、事業の推進等について情報交換等を行うなど、連携強化を図ります。

(2) 日本公庫との連携

日本公庫と連携を密にし、生衛組合及び生衛業者に対して必要な情報の提供に努めます。

なかでも、6月には日本公庫県内6支店長と県センターの役員が一堂に会して「令和8年度生活衛生改善貸付推薦団体連絡協議会」を開催し、情報共有と意見交換を行います。

(3) 関係機関等との連携

関係行政機関を始め、愛知県生活衛生同業組合連合会、公益財団法人あいち産業振興機構（愛知県よろず支援拠点）、名古屋商工会議所、愛知県商工会連合会等と協力関係を保ち、情報交換、連絡調整等を行います。

(4) 東海・北陸ブロック生活衛生営業指導センター会議

東海北陸6県の指導センター並びに全国センター及び厚生労働省との情報共有を図り、円滑な事業推進を図る目的により東海・北陸ブロック内の経営指導員等が一堂に会する会議に参加し、経営指導体制の一層の充実を図ります。